

特42

933

佐倉宗吾實傳記全



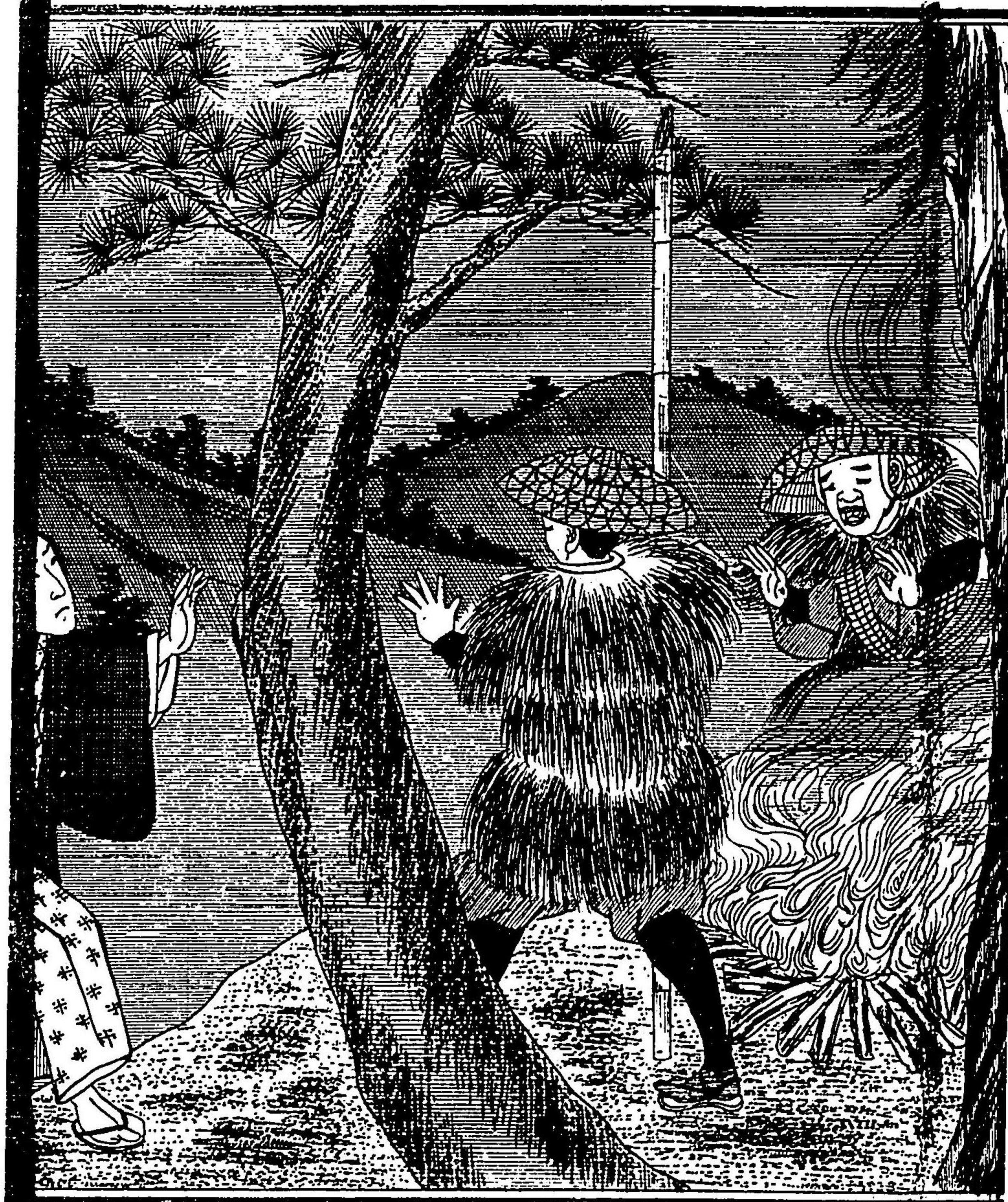
三好堂板



特42  
933



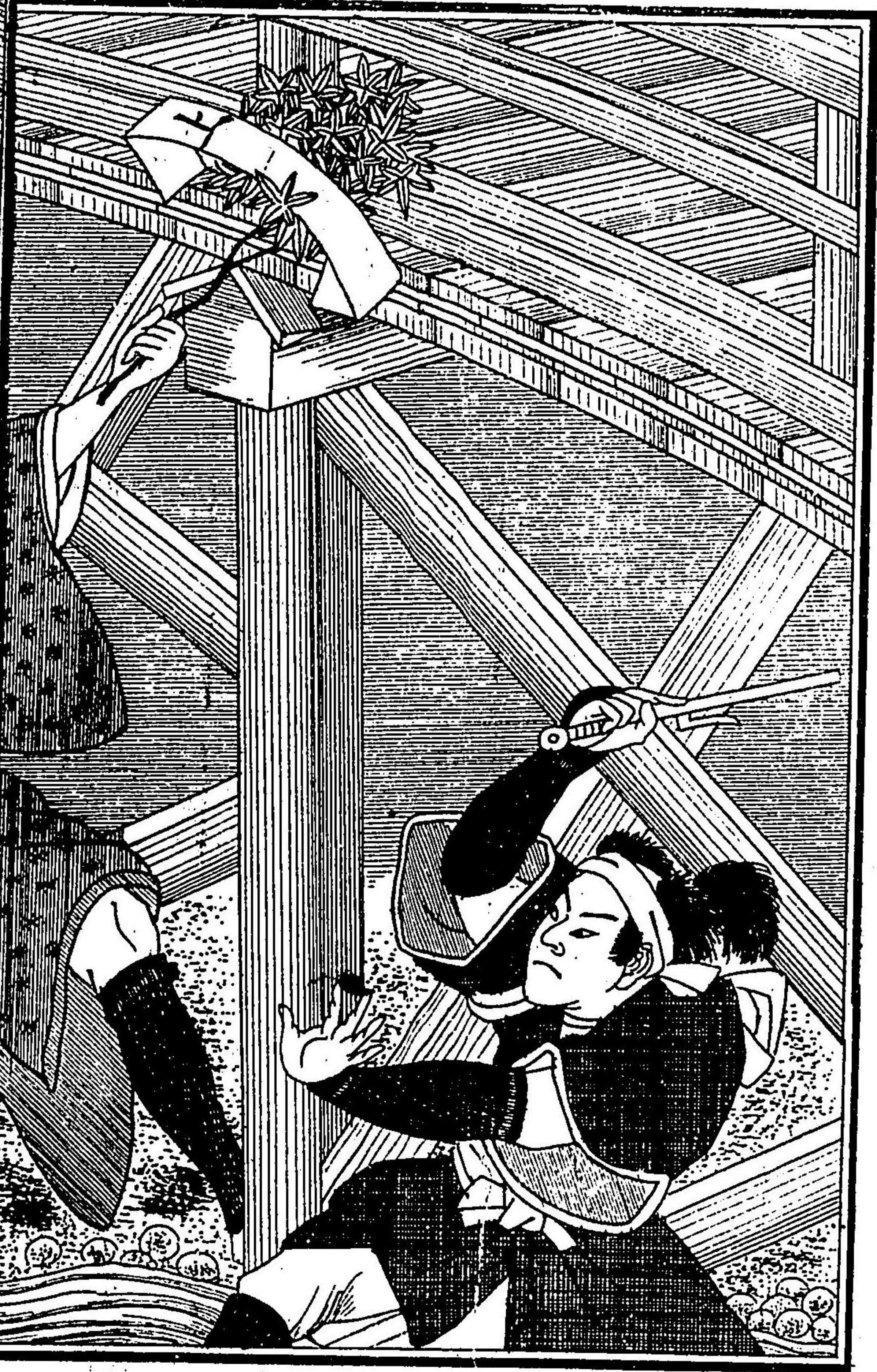








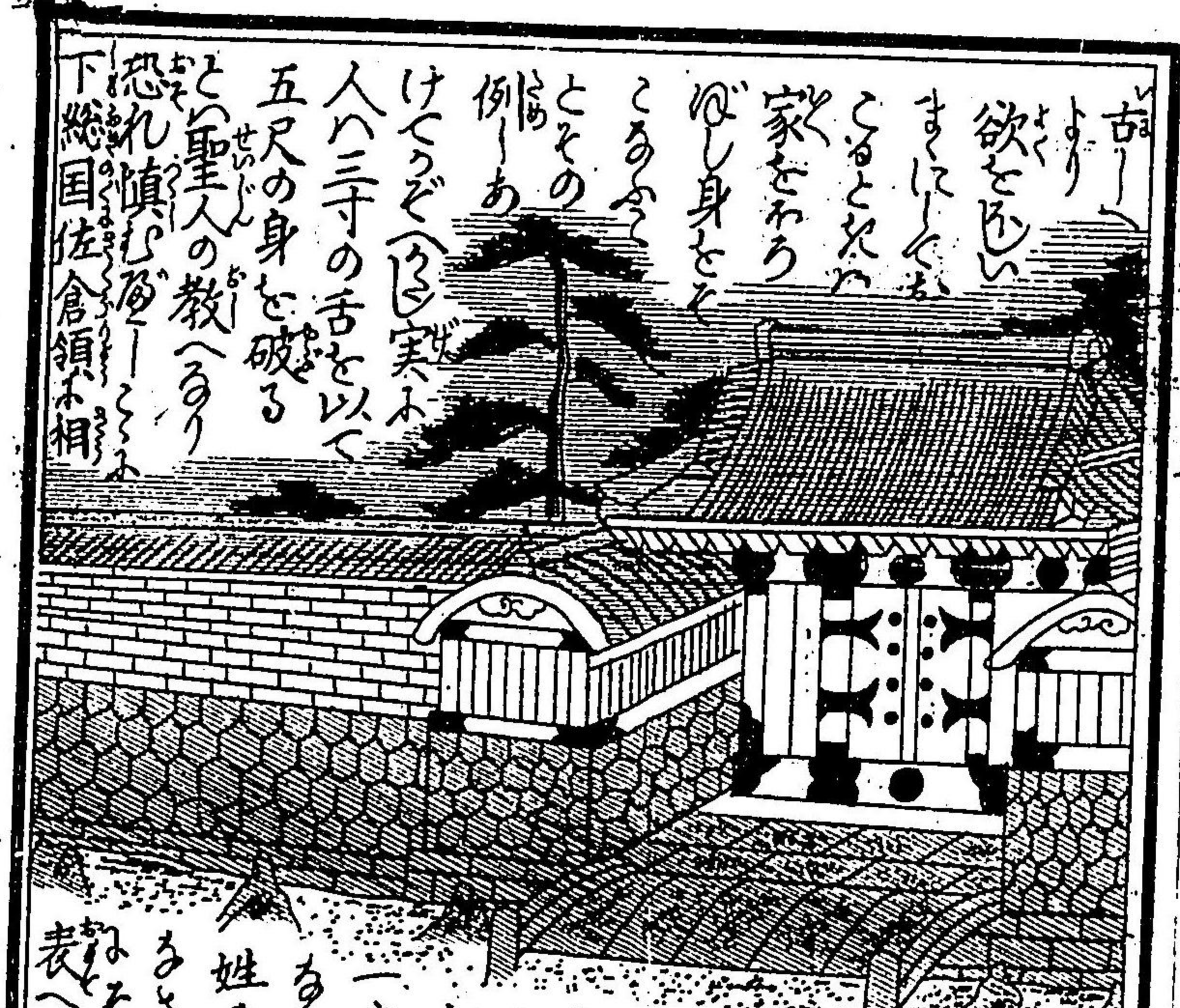






欲をい  
 まはし  
 ころと  
 家をわ  
 ぬし身  
 とその  
 例にあ  
 けてぞ  
 人ハ三  
 五尺の  
 と聖人  
 恐れ  
 下総  
 國佐  
 倉領  
 相

△貢税の取  
 種々の課  
 飢て死者  
 二百三十六ヶ村の名主役人の内  
 あり評儀  
 へれと取  
 池田主計  
 相詰願ひ  
 るはあ  
 と相談  
 一度の取  
 るれ此  
 姓の立  
 るとん  
 表(罷出願ふより外なる)若それ



馬郡山岩村の名主宗五郎と云者あり  
 そのころは利欲をこころれ諸人を殺  
 ひ賂くことよれ我命をまかす家  
 さ英邁人の為にかれを堪へ  
 ぐこれと(然り刑場)  
 うまひをまかりあて今尚  
 一社の神と敬ひ皆人  
 尊拜まける  
 宗吾うごころり  
 尋ねる頃  
 寛永年中下総の  
 国相馬郡佐倉の城守  
 城田加智守正盛公嫡子上野みどの御代まで  
 先祖の軍切より引はた御老中と勤  
 らとて人尊びるが正保年中に  
 まへのあててふとより領内の百姓より

△衆を勝れて決断あり  
 并舌も能ことるれ  
 の所存と尋ねんとて同宗宗吾不相  
 談しけるは宗吾ハ膝を直(次エ)



三ノ

五





大事輕く相談い尤も  
 難一是迄段々御国役  
 所より御家老の門前へつる  
 とへことわり江戸は屋敷とて  
 中へ御取上るるが其上  
 国の役人より江戸へ通  
 強訴の咎を蒙り  
 頭取の者詮議ある  
 べししる時へ彼  
 是難儀ふよび  
 却て符明ことわり  
 洵然時へ公儀ま願ひ出る  
 所存なくしてあるらぬるその上国元  
 再び帰らざし其大義を思ひ玉へ

然らざる  
 親兄弟も暇をつけて国へ  
 出立あれしは皆承知して



江戸へ出ることを  
 無用ふと押し尋  
 しは皆く尤ある  
 ことわり勿論江  
 戸へ願ひ出是亦  
 するの其時へ公儀へ  
 迄も出訴いざし  
 とも殺様をせめと  
 国の役人未至るま  
 相手どもことある  
 貴殿のいさへ通る  
 事あることある  
 村の百姓の難儀を  
 いらすのは咎めを  
 して誰一人拒む者

貴殿の差圖  
 承知して



評議一決は霜月  
 十三日始に後天を  
 極め一同宿所へ帰  
 その支配は村々の  
 百姓はめ妻子も  
 暇を告ぐ準備を  
 物束の月限は各  
 志ひて国元を發せ  
 るして船橋駅まで  
 皆々待合しは宗吾  
 一人来らばいづれ  
 心元なく龍沢村  
 の六良兵工勝田  
 村の半古工門と撰  
 宗吾方二人急ぎ至



△中両所は  
 早く各々とは  
 同道して江戸  
 屋敷へ  
 相つる願  
 書を上  
 して門前  
 昼夜と  
 私語して二人  
 立寄り  
 細

小宗吾は焚火の  
 りりりとあそ居るけ  
 不二人いづれ先達  
 約定通り村後入の  
 ちび十三日小出後  
 船橋駅小貴殿を待  
 居しは出さく一回い  
 くるをれやと我々  
 二人出向ひ小参し  
 と云ければ宗吾開  
 ちらば足下は苦  
 勞うけりあり且何れ  
 發足致さんとは苦勞  
 千万拙者析悉く交  
 前より痴痛みて心さび  
 延引せり追付出遊



重右工門  
 諸所小三四十  
 別れ  
 宿を  
 終  
 小霜月  
 十七日  
 小野  
 下堀  
 田の  
 御門  
 前へ  
 百平  
 人の  
 願ひけり門番の  
 足輕大い小因



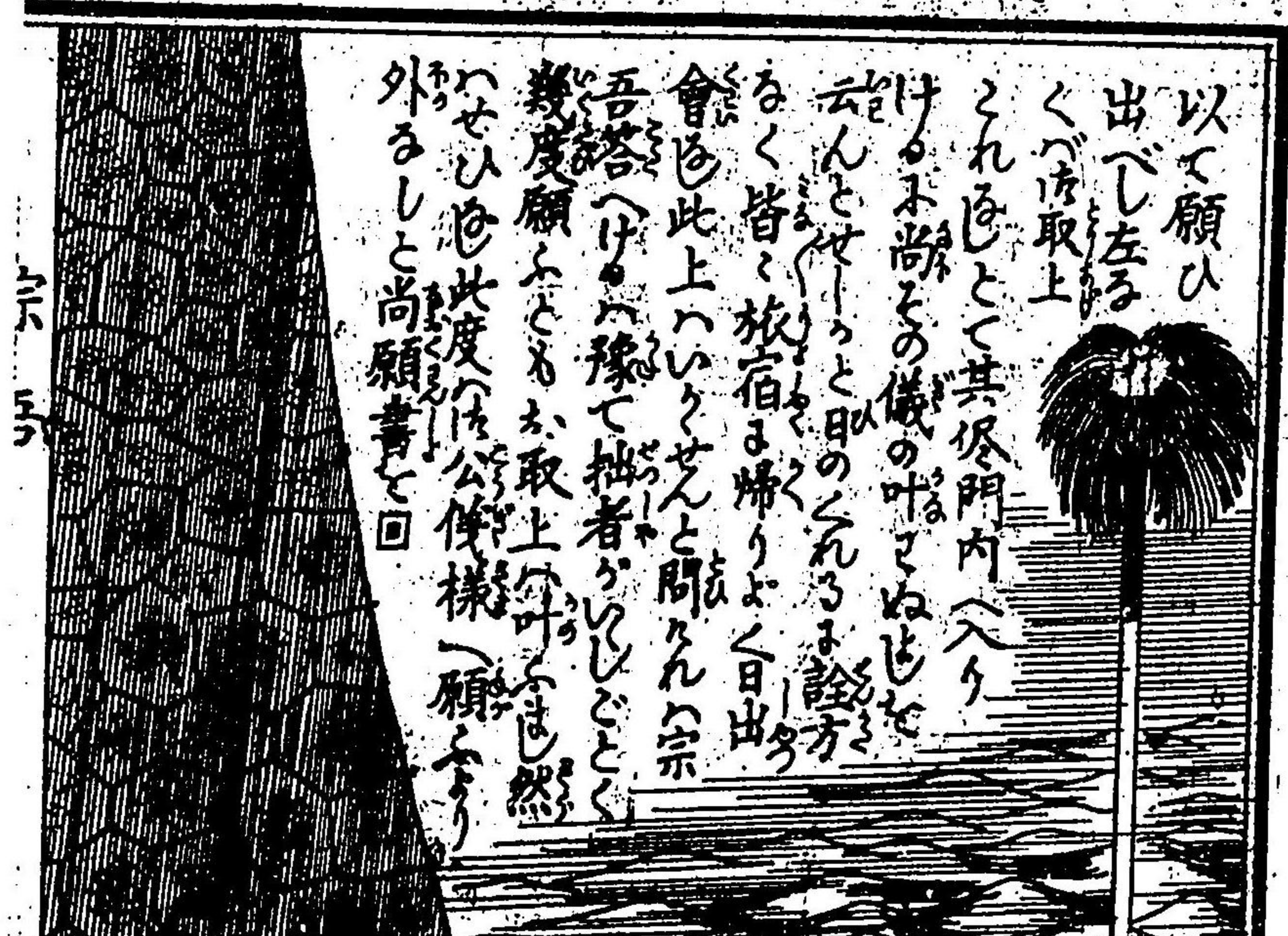
ツギ かくら何者あると様を以てなせ  
 小村役人ともいひ願ひのふとひ下通  
 り申けられぬも角も門内へ入るべしと申ければ  
 皆々固く言て一人も門内へ入らぬ故まが今日  
 の差合もこれ有故明日下屋敷青山百人町の方へ参る  
 べしと申渡されせひるく其日宿へ帰る翌十八日青山  
 の下屋敷に至りしをんのごとく相話ける小役人共種々申  
 るる先々引取申べしと云けれど一向不聞入るも果  
 △中難 混の由と  
 物あつた不承かひけしは役人  
 宗吾は向ひその方の願ひ  
 地々の義はつと国元の  
 郡奉行代官目付と段々頼む



あつた御老中  
 久ぜ大和守殿御  
 登城うげおくご不付  
 願書を差出しけるには  
 受取相成しうへ直宗

以て願ひ  
 出べし左  
 くへ取上  
 これしとて其後門内へ入  
 けり不尚その儀の叶はぬと  
 云んとせしと申のれり不詮方  
 るく皆々旅宿を帰るよ日出  
 會は此上へいせん問はれん宗  
 吾答へけり豫て拙者かひしごとく  
 幾度願ふとも取上りしは然  
 らせしは此度の公儀様へ願ふより  
 外なしと尚願書と回

宗吾が力をもつらひいふ  
 宗吾が力とあり必は是  
 にて相済は夫不つて大和  
 守様より詮儀ある  
 べしと急のことふらひ  
 まる然らば斯大勢出府も  
 無益あり先五郎を工  
 門重右衛門とのと  
 せぬ不原村半平郎  
 千葉村の忠藏宇  
 の村の太郎兵五郎  
 の外不四五人  
 野地への跡の  
 人々不ハ早く国元  
 引取て小ま(次工







六五

久世殿より物代  
人宗吾呼ぶ

小つと罷出り不用  
人出られ去頃駕籠訴  
別の不届の至り格  
別の慈悲を以て其分不  
差置る此上右様の事  
は時々急度曲事

願ひのそ聞と  
けと申されける時小  
宗吾申上けるの憚  
なぐ此僕當年不  
らんと毎年の訴  
訟ふいとも更  
小は取上是  
みく止こと  
とえど回

奉つると申上けれ其  
儀決て相叶はとて先不  
差出る願書は下相成  
是非なく訴訟を受とり  
次工



宗吾郎

△△△△△の出来く  
ら(早速知らせとて)皆  
国元へ帰れける様用お察り  
抱せ願ひの通り  
叶ふかその由能く  
諭されて罷業かか願  
事されよ又国元へ△

宗吾郎

次工





旅宿不帰り皆  
不咄し宗吾のほく  
思案とめぐり言  
今斯久せざる  
願書と下す  
相成しと受  
取と  
と国元  
帰るの残念  
あり殊不村  
ゆる一同不又此上い  
様の難儀あるらんか計り  
評詮此上願ふとせむな  
ありさる命ととては直  
訴とるより外あり尤  
も直訴の善悪とる

木内宗五郎  
△直訴  
必々  
軽  
この死罪ありる各我  
跡を吊ひ玉りしと  
次男源助 思ひこん  
宗吾  
◎存意  
同感ふは何  
平より願ひ  
と其意  
存意  
極月  
甘量  
山  
成とれ  
成とれ  
評詮  
野黒門前三枚橋の東  
の方より居て通瀬の程と因工



不裁り命ととる  
が叶ぬこと故兼  
てより覚悟の  
究ると各い  
と云れれ  
ことひい  
事不行  
は同意  
と申され宗  
吾お  
ある各は  
致  
めとらひ  
は成先のと  
叶い  
元より地頭  
不月  
又は成先

死罪を行るべ  
あつるとは大勢外  
評詮  
女房み  
◎存意  
同感ふは何  
平より願ひ  
と其意  
存意  
極月  
甘量  
山  
成とれ  
成とれ  
評詮  
野黒門前三枚橋の東  
の方より居て通瀬の程と因工





朝五ツ時渡御  
 のと久とと宗  
 吾の橋の下より  
 立出るる  
 宗吾の  
 侍居  
 何者

回傳達あり今度大勢の百姓衆頭  
 人の宗吾あり彼一人をて万に取計ひ



宗吾の先小訴状と狭小直訴申上りと声かけ  
 既不在駕籠の許へ訴状と入れんとはる時不  
 在側の衆とれととりあけられん宗吾は仕む  
 直訴は披見なく直訴相田上野亮相渡  
 小島式部を召し申されん  
 国役人共不行届より百餘  
 門前相誥ひ節願書取上  
 其上年首取立の候  
 免令致とる

宗吾郎

△直訴致し  
 一段公儀を  
 うらわ領主  
 宗吾郎





彼を申あらし夫婦  
とも不離形不行ひ  
子供等(死罪)

不處  
し地面地

屋敷  
湖野

右工門忠藏

半十郎(追放跡家財(妻子  
のたもと)の仰不式部申様宗吾  
と同罪不妻子を行ふ(其意を  
得た)と申すもんとす所式目  
宗吾何と其業(んや)と血

回重く幻雅の者親の科素より  
知らざる上仰のことく行ふ  
他の聞いふいふこと  
しむられんと親の罪重  
木内宗彦 けれ免一難  
しと強て仰  
式部(んや)ひ  
まことの  
ことま



宗吾

●宗吾を申下

網采物(て)佐倉(送り  
獄舎不入れ置(斯)て正保二年  
二月十日宗吾(終)不離形(不)定(頼)甚平

より二百三十六ヶ村の役人と  
佐倉役所(召)とせられ

家老小島式部大目付

石川定右工門吟味後野源(亟)  
国家老目付(奉行)其外代官以上四十  
四人(立)會(て)仰渡(され)たる(其)方(儀)悉(く)  
願(ひ)の(通)り(種)々(課)役(免)殊(年)貢(の)美(因)

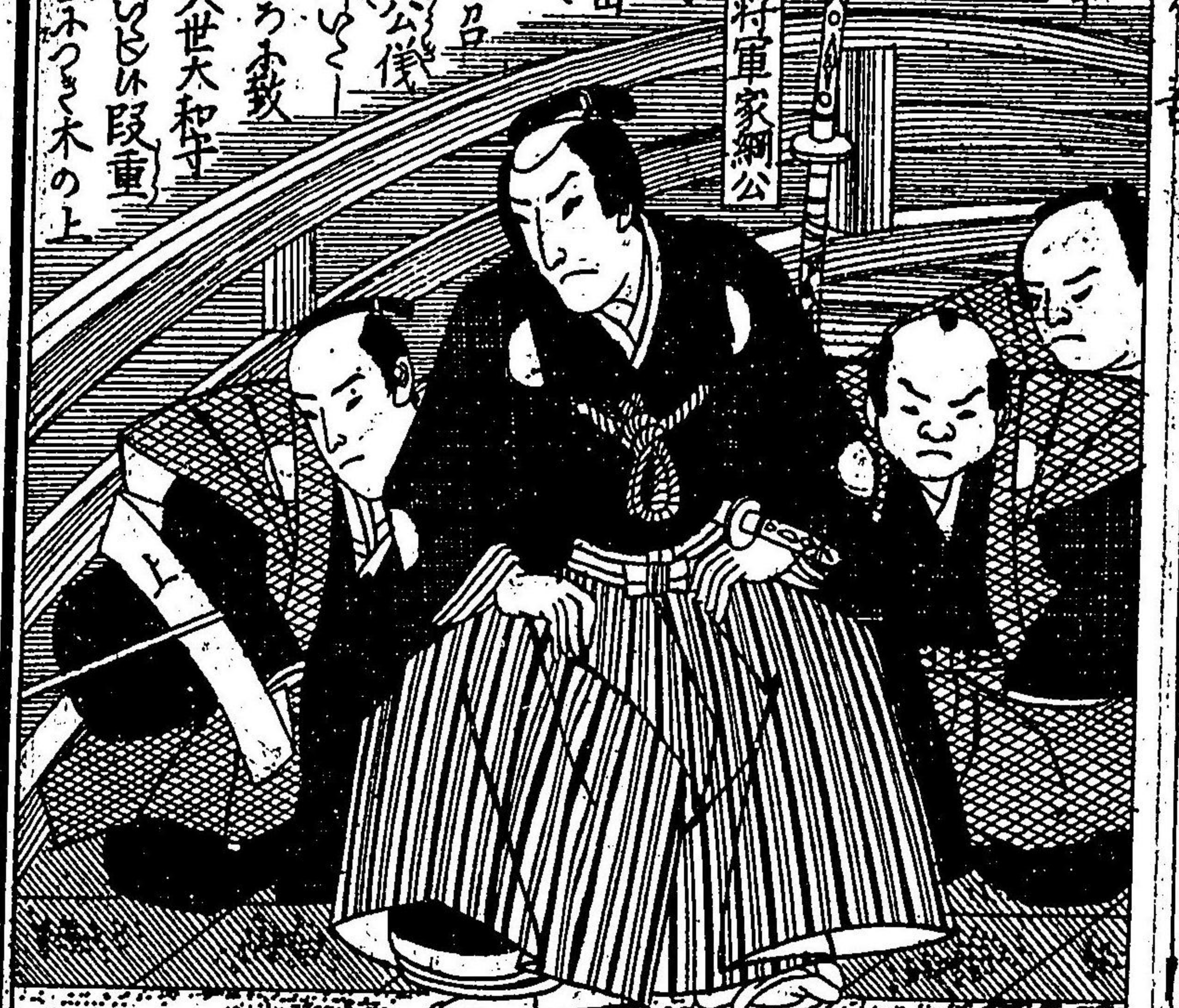


寛永年中の割合を以て仰付らるる村々役人の旨相心得べしと申渡す將軍家綱公

されけるに役人共有難き由は受申上候宗吾妻子と召出され其方公儀と輕め直訴し領主とをいじりお敷

一又は老中久世大和守どのの筆箋訴いし段重あつ不届至極おつ木のの上

△勿論他領の者も我親類同様と思ひあられぬがけり無斬や宗吾夫婦ハ磔行るつれ四人子供も首を刎らる宗吾夫婦はこれとてわろいごやなさいなや何の子供も罪科あつてさるせいといひされ下と怨みあふれありさぬおとろしくもまづ濟る時小上岩橋村小宗吾の伯父東光寺



不届め妻同罪四人の男子共死罪跡式(附)野女子(構い)右の旨覺悟しすむと言渡され宗吾早才妻は手才宗平才次男九才三男六才男三才長女廿才二女十八才天へ地へ嫁し

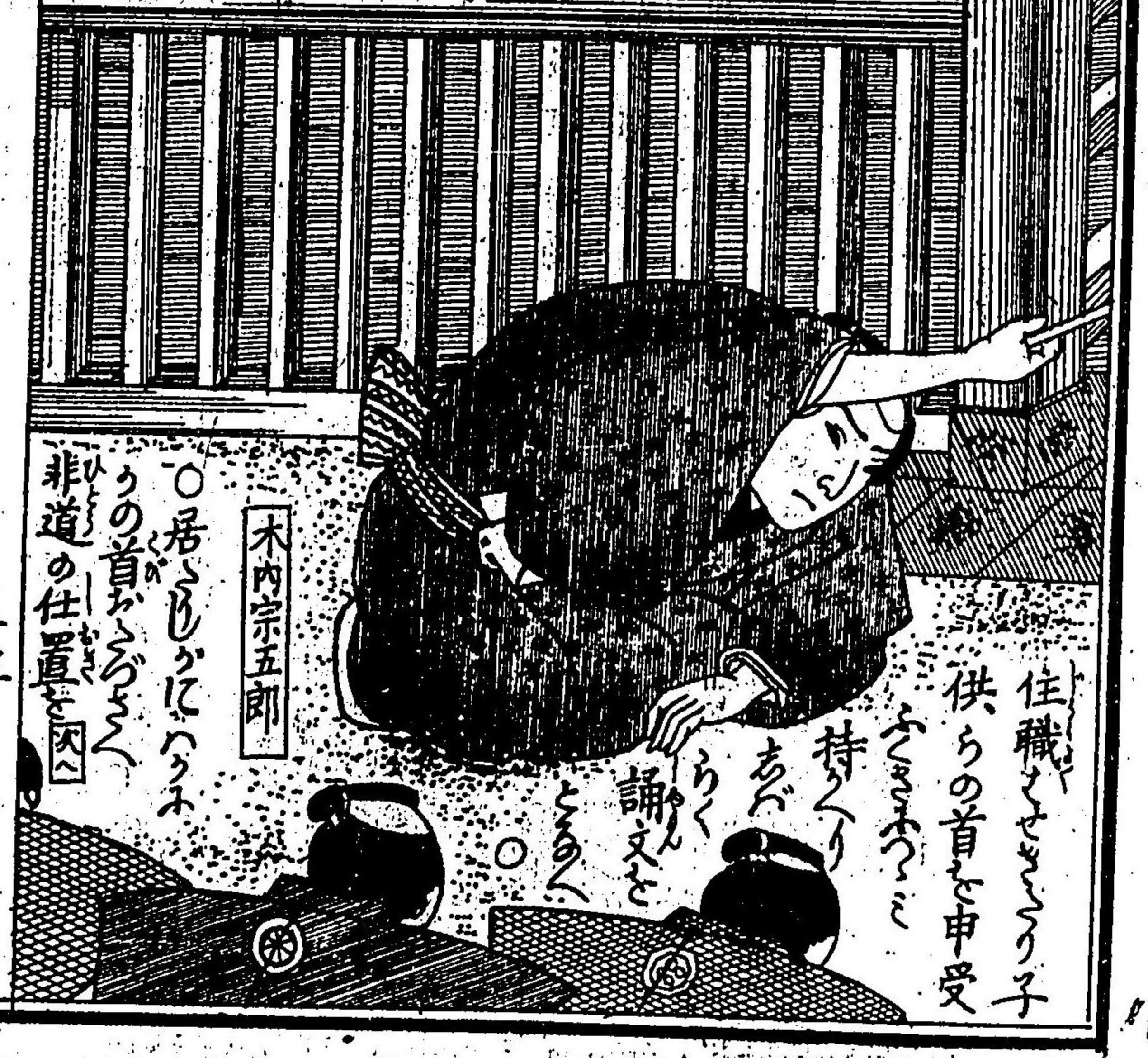
二月十日同国江原町小倉にて宗吾罪科不行れる旨聞へけれは領内云不及を近郷近在の

木内宗五郎

○居るしかにハナテの首を刎らるる非道の仕置

住職とてとら子供らの首を申受

持りて

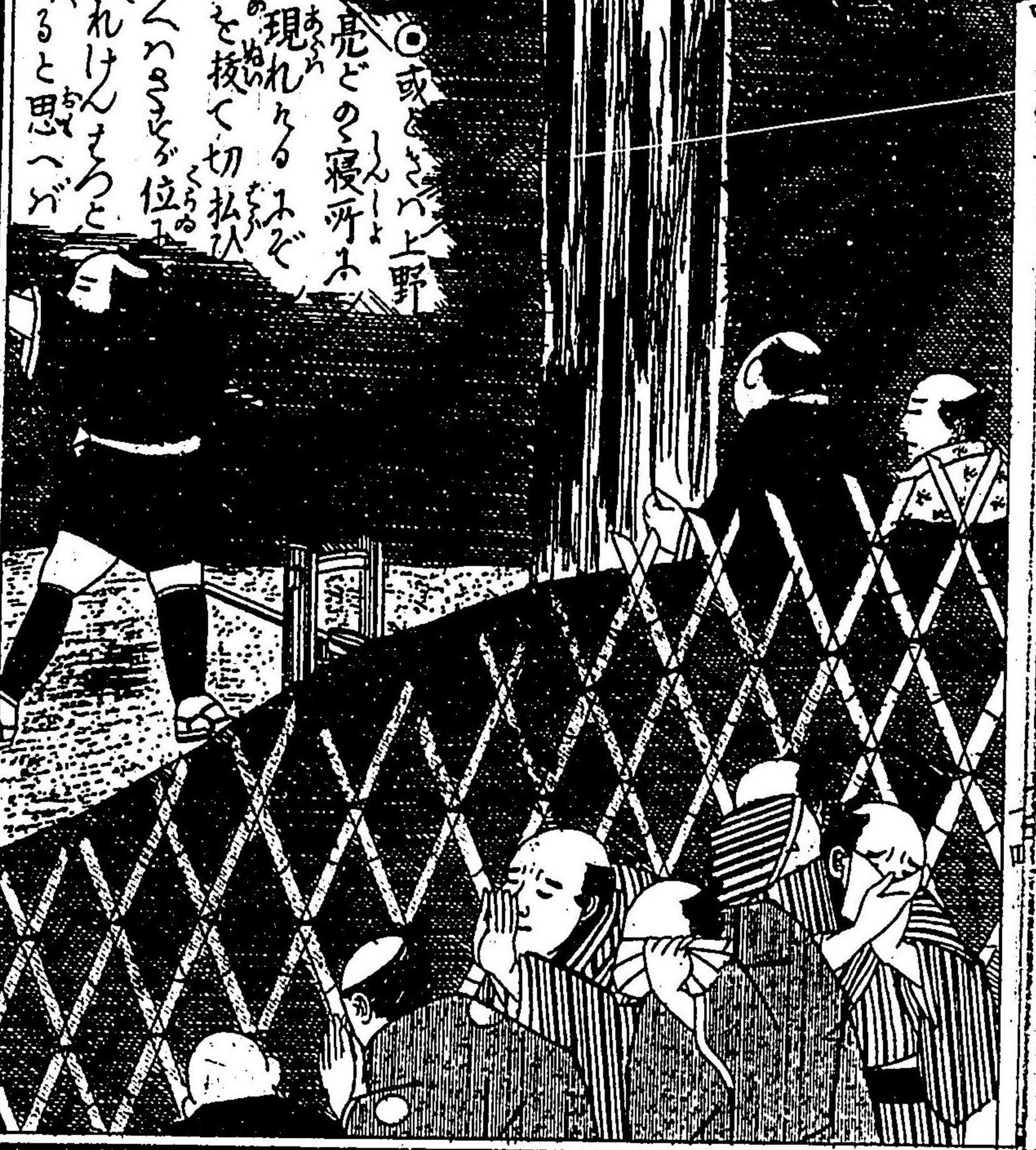








怨壺上野亮  
 どのけ居聞  
 あらうこれ西  
 眼望のどく  
 見聞きくる  
 有さぬのど  
 こく泊り番  
 の者是を  
 こるりの  
 魂をとし  
 きるお消  
 更不活  
 る色なく  
 を失ひ目と  
 まいたりの  
 数あれは依



◎或は上野  
 亮どの寝所  
 現れたるみど  
 刀を抜く切松  
 のへんさや位  
 恐れけんま  
 消ると思へ

て種々祈禱  
 又へる体  
 行止  
 なしと  
 とも更  
 その姓  
 怪のり  
 つまも  
 ことあ  
 まも  
 つく  
 るもの  
 不ぞ昼  
 夜神社と  
 いのり  
 と験あり



又後み現れ  
 ぶんを  
 △置  
 とま  
 の  
 とど尚るば慶安  
 元年十月十日  
 樹のは祝儀と  
 諸大名は登城  
 其節り成こと  
 殿中み於ては  
 酒井石見守殿  
 切付其部下城

宗廟

十五





ツキ夕六ツ半時頃  
 上野亮どの只一人平澄と  
 りか名馬に乗て佐倉迄三  
 時の間を走つぎけりさく  
 石見守どのの  
 翌月死せしれ  
 斯て上野  
 亮どのの佐倉  
 町に門を  
 閉せり

□は一人は  
 出馬のぶく  
 かと本丸(案  
 内)なる依を  
 一家中只と  
 るふと騒動  
 と此こと公に  
 へ驛へたれハ  
 心ならずと討  
 手に向らる  
 一門おとろ  
 水野撰津守  
 との五島大  
 和守殿何卒  
 討手の後仰



池田  
 門を  
 閉せり  
 何者と問ふ  
 上野亮多りの  
 故その由を  
 池田主計(傳)  
 早速はて  
 透り伺へ  
 正しく主君  
 かひも大い  
 どの夜中  
 付られと  
 願ふ依と  
 成る直不  
 足し其日  
 井宿不着  
 使者を以  
 御自分  
 義殿  
 於て酒  
 井石見守  
 殿を切付  
 其依居城  
 引くりは  
 不届の至  
 て討手差  
 向空



配る一  
水野五島  
の両公と  
相議  
上野  
亮  
全  
乱心  
仕  
不謝  
の段恐  
入  
謹慎  
仕  
らせ  
汰と相  
待  
君  
と回



○水野  
五島  
の警固  
江戸表へ着  
け  
次工

田  
等  
心  
申  
論  
あ  
る  
と  
ひ  
ま  
り  
せ  
り  
發  
向  
付  
申  
受  
き  
一  
門  
不  
進  
我  
ら  
う  
ら  
う  
ら  
う  
ら  
う



回  
江戸表へ飛  
脚  
と  
り  
て  
伺  
ひ  
ま  
り  
せ  
り  
上  
野  
亮  
と  
ま  
り





佐倉神社ハ現今改  
造アリテ結構ニ落  
成セリ爰ニ因スルハ  
只其旧社ヲ模写ス

六  
号



依て堀田家ハ  
滅地とあり所替  
仰付られり宗吾  
夫婦の仕置非道  
より怨靈  
の爲め乱心  
しつひには  
咎めを  
受たり  
一國の  
主たる  
りの△

政事  
心を尽さ  
されハ大ハ  
ある誤り  
寛永九年  
因三

六  
号

七  
号



堀田家  
 旧高成  
 旧領地佐  
 倉(国替  
 とる此  
 時社と  
 建立し宗  
 吾の靈を  
 神祭り  
 なる近郷  
 在申ふ  
 よい遠国  
 より歩を  
 運ひ尊敬  
 ありあり

下総公津村宗吾天明口真像



御明治二十年  
 六月十日  
 届

日本橋区横山町三丁目四番地  
 編輯人 上原 参治郎  
 出版



